令和９年度 さつま町奨学資金貸与生募集要項

さつま町教育委員会では、学業及び人物が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により大学又は高等学校・高等専門学校等の修学が困難な方に、無利子で学費を貸与する「奨学資金貸与制度」を設けています。

１　応募資格等（貸付対象者）

応 募 資 格	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程又は２年以上の専門課程）、大学及び短期大学に進学予定又は在学している者
応 募 基 準 推 薦 基 準	○学業優秀(※1)と判断されるものであること。 ○保護者が本町に住所を有すること。 ○生計維持者（原則申請者の父母）の貸与額算定基準額が、教育委員会が定める基準(※2)以下であること。 ○町税等に滞納がないこと。

※1 学校長の推薦調書又は学業成績を判断できる書面の提出による。

※2(財)鹿児島県育英財団の高校奨学金又は(独)日本学生支援機構の大学奨学金の「貸与額算定基準額の算定方法」に定める金額の 1.2 を乗じた金額の範囲内。ただし、多子控除及び私立大学等自宅外控除(大学等在籍中のみ適用)については町独自の基準を適用する。

２　貸与額

区　　分	貸　与　額
高等学校、高等専門学校（第１～３学年）、専修学校（高等課程）、特別支援学校の高等部に進学予定又は在学している者	月額　20,000 円以内
大学、短期大学、専修学校（２年以上の専門課程）及び高等専門学校（第４～５学年）に進学予定又は在学している者	月額　30,000 円以内

３　貸与期間

令和９年４月から在学する学校の正規の修業期間を終了する月まで

４　募集期間

令和９年１月４日(月)から１月 29 日(金)まで

５　提出書類

○奨学資金貸与申請書（第１号様式）

○推薦調書（第２号様式）又は成績証明書等

※大学等に在学している場合又は、卒業している場合は直近の成績証明書等を添付

○令和８年度町県民税所得課税証明書（世帯全員分）

○同意書（第２号様式の２）※納税等確認のため

6　貸与の決定及び通知

予算の範囲内において貸与者を決定し、決定の可否については申請者へ通知します。

7　奨学金の返還

この奨学金は申請者本人が貸与を受け、貸与が終了した翌月から起算して６か月を経過した後、返還開始となります。返還金は納付書により金融機関又はコンビニエンスストアで納付できます。

返還金は後輩奨学生の奨学金として直ちに活用されますので、滞りのないよう計画にそって返還してください。

＜返還年数・方法＞

貸　与　額	返 還 年 数（回数）	返 還 方 法
720,000 円以下	５年以内（60 回）	月賦（毎月） 半年賦（年２回） 年賦（年１回）
720,000 円を超え 1,440,000 円以下	６年以内（72 回）	
1,440,000 円を超えるもの	７年以内（84 回）	

※高校３年間貸与 720,000 円（20,000 円×36 回）を５年以内（60 回払い）で返還する場合…月々12,000 円

※大学４年間貸与 1,440,000 円（30,000 円×48 回）を６年以内（72 回払い）で返還する場合…月々20,000 円

8　その他

募集要項や申込書類については、さつま町のホームページからダウンロードできます。

9　応募書類の提出及びお問い合わせ

〒895-1803　さつま町宮之城屋地 1565 番地２

さつま町教育委員会教育総務課総務係

電話　0996-26-1837（直通）